

議 事 日 程

令和6年第2回定例会第1日
令和6年9月13日午前10時開議

- （報 告）職員の給与等に関する報告及び勧告について
議会の委任に基づく市長専決処分の報告について
令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について
令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
令和5年度神戸市内部統制評価報告書について
法人の経営状況を説明する書類について
地方独立行政法人神戸市民病院機構令和5事業年度の業務実績に関する評価結果の報告について
地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について
公立大学法人神戸市看護大学令和5事業年度の業務実績に関する評価結果の報告について
令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告について

第1 議席の一部変更の件

第2 会期決定の件

第3 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算

第4 予算第22号議案 令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算

第5 予算第23号議案 令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算

第6 第58号議案 住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件

第7 第59号議案 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

第8 第60号議案 神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件

第9 第61号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）

第10 第62号議案 市道路線認定及び廃止の件

第11 第63号議案 神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例の件

第12 第64号議案 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件

第13 第65号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件

第14 第66号議案 令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件

第15 第67号議案 須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件

- | | | | |
|-----|--------|----|-------------------------------|
| 第16 | 第 68号 | 議案 | 新バスターミナルビル周辺デッキ工事請負契約締結の件 |
| 第17 | 第 69号 | 議案 | JR三ノ宮新駅ビル南デッキ整備に関する基本協定締結の件 |
| 第18 | 第 70号 | 議案 | （仮称）新下山手住宅4号棟建設工事請負契約締結の件 |
| 第19 | 第 71号 | 議案 | （仮称）新玉津住宅建設工事請負契約締結の件 |
| 第20 | 決算第1号 | | 令和5年度神戸市一般会計歳入歳出決算 |
| 第21 | 決算第2号 | | 令和5年度神戸市市場事業費歳入歳出決算 |
| 第22 | 決算第3号 | | 令和5年度神戸市食肉センター事業費歳入歳出決算 |
| 第23 | 決算第4号 | | 令和5年度神戸市国民健康保険事業費歳入歳出決算 |
| 第24 | 決算第5号 | | 令和5年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算 |
| 第25 | 決算第6号 | | 令和5年度神戸市駐車場事業費歳入歳出決算 |
| 第26 | 決算第7号 | | 令和5年度神戸市農業集落排水事業費歳入歳出決算 |
| 第27 | 決算第8号 | | 令和5年度神戸市市街地再開発事業費歳入歳出決算 |
| 第28 | 決算第9号 | | 令和5年度神戸市営住宅事業費歳入歳出決算 |
| 第29 | 決算第10号 | | 令和5年度神戸市介護保険事業費歳入歳出決算 |
| 第30 | 決算第11号 | | 令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費歳入歳出決算 |
| 第31 | 決算第12号 | | 令和5年度神戸市空港整備事業費歳入歳出決算 |
| 第32 | 決算第13号 | | 令和5年度神戸市公債費歳入歳出決算 |
| 第33 | 決算第14号 | | 令和5年度神戸市下水道事業会計決算 |
| 第34 | 決算第15号 | | 令和5年度神戸市新都市整備事業会計決算 |
| 第35 | 決算第16号 | | 令和5年度神戸市港湾事業会計決算 |
| 第36 | 決算第17号 | | 令和5年度神戸市自動車事業会計決算 |
| 第37 | 決算第18号 | | 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計決算 |
| 第38 | 決算第19号 | | 令和5年度神戸市水道事業会計決算 |
| 第39 | 決算第20号 | | 令和5年度神戸市工業用水道事業会計決算 |
| 第40 | 第54号 | 議案 | 令和5年度神戸市新都市整備事業剰余金処分の件 |
| 第41 | 第55号 | 議案 | 令和5年度神戸市港湾事業剰余金処分の件 |
| 第42 | 第56号 | 議案 | 令和5年度神戸市水道事業剰余金処分の件 |
| 第43 | 第57号 | 議案 | 令和5年度神戸市工業用水道事業剰余金処分の件 |

神戸市会議長

出席議員（63名）		欠		員（0名）	
1番	前田 あきら 君	2番	森田 たき子 君		
3番	岩谷 しげなり 君	4番	のまち 圭一 君		
5番	なんの ゆうこ 君	6番	原 直樹 君		
7番	木戸 さだかず 君	8番	浅井 美佳 君		
9番	岩佐 けんや 君	10番	萩原 泰三 君		
11番	坂口 有希子 君	12番	香川 真二 君		
13番	村上 立真 君	14番	上原 みなみ 君		
15番	つじ やすひろ 君	16番	川口 まさる 君		
17番	さとう まちこ 君	18番	ながさわ 淳一 君		
19番	山本のりかず 君	20番	黒田 武志 君		
21番	かじ 幸夫 君	22番	やの こうじ 君		
23番	大野 陽平 君	24番	平野 達司 君		
欠25番	上嶋 寛弘 君	26番	細谷 典功 君		
27番	宮田 公子 君	28番	門田 まゆみ 君		
29番	朝倉 えつ子 君	30番	味口 としゆき 君		
31番	赤田 かつのり 君	32番	三木 しんじろう 君		
33番	外海 開三 君	34番	住本 かずのり 君		
35番	高橋 としえ 君	36番	諫山 大介 君		
37番	伊藤 めぐみ 君	38番	岡田 ゆうじ 君		
39番	吉田 健吾 君	40番	植中 雅子 君		
41番	五島 大亮 君	42番	山下 てんせい 君		
43番	しらくに 高太郎 君	44番	河南 忠和 君		
45番	徳山 敏子 君	46番	高瀬 勝也 君		
47番	あわはら 富夫 君	48番	西 ただす 君		
欠49番	大かわら 鈴子 君	50番	森本 真 君		
51番	松本 のり子 君	52番	大井 としひろ 君		
53番	平野 章三 君	54番	よこはた 和幸 君		
55番	川内 清尚 君	56番	村野 誠一 君		

57 番 松 本 しゅ う じ 君
59 番 平 井 真 千 子 君
61 番 坊 や す な が 君
63 番 菅 野 吉 記 君
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
60 番 坊 池 正 君
62 番 堂 下 豊 史 君
64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君								
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君					
副市	長	黒田慶子君								
教	育	長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	安達和彦君					
人	事	委員	会長	芝原貴文君	代表監査委員	細川明子君				
市	長	室	長	岡本康憲君	危機管理監	筒井勇雄君				
企	画	調	整	局長	辻英之君	地域協働局長	三重野雅文君			
行	財	政	局	長	西尾秀樹君	文化スポーツ局長	宮道成彦君			
福	祉	局	長	八乙女悦範君	健康局長	花田裕之君				
こ	ど	も	家	庭	局長	中山さつき君	環境局長	柏木和馬君		
経	済	観	光	局	長	大畑公平君	建設局長	小松恵一君		
都	市	局	長	山本雄司君	理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君				
建	築	住	宅	局	長	根岸芳之君	港湾局長	長谷川憲孝君		
消	防	局	長	栗岡由樹君	水道局長	藤原政幸君				
交	通	局	長	城南雅一君	教育委員会事務局長	高田純君				
選	挙	管	理	委	員	会	長	長谷英昭君	監査事務局 兼人事委員 局長	中田裕子君
会	計	室	長	久戸瀬修次君	行財政局副局長	安居大樹君				

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) おはようございます。

これより令和6年第2回定例市会を開会いたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。産経新聞社より本日の本会議の様子を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可をいたしましたので御報告申し上げます。

次に、去る9月9日付をもって人事委員会より提出されました職員の給与等に関する報告及び勧告について報告を求めます。

芝原人事委員会委員長。

(人事委員会委員長芝原貴文君登壇)

○人事委員会委員長(芝原貴文君) それでは、人事委員会として、9月9日に市会議長並びに市長に行いました令和6年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」につきまして御説明申し上げます。

人事委員会の給与報告・勧告制度は、公務員が労働基本権の制約を受けていることの代償措置として設けられており、職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有しております。

本人事委員会では、民間企業従業員の令和6年4月分給与及び令和5年8月から令和6年7月までの1年間に支給された特別給を調査し、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に報告・勧告を行っております。

令和6年も、月例給につきまして、職員と民間企業従業員の給与を役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士で比較しました結果、職員の月例給が民間の月例給を1万1,015円、率にして2.72%下回っております。

次に、特別給につきまして、職員の期末・

勤勉手当の支給月数4.50月は、市内民間事業所における支給割合4.60月分を0.1月分下回っております。

したがって、私ども人事委員会といたしましては、令和6年度の本市職員の給与の取扱いとして、給料表並びに特別給につきまして改定を行う必要があるとし、また医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮の上、改定する必要があると判断いたしました。

なお、改定の実施時期でございますが、給料表及び初任給調整手当につきましては令和6年4月1日から、特別給につきましては条例の公布の日から実施されるよう勧告をしております。

なお、本年人事院が勧告いたしました社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、いわゆる給与制度のアップデートへの対応については、最重要課題の1つである人材確保の観点から、本市の実態を鑑み、検討していく必要があると報告しております。

次に、給与報告・勧告に併せて言及しております職員の人事管理につきまして御報告いたします。

多様で優秀な職員を確保・育成し、職員1人1人が成長しながら、安心して働き続けられる環境を整えていくことが必要としており、そのための取組を4つの項目に沿って御報告させていただきます。

まず1点目、行政のプロフェッショナルとして市政を担う多様な人材の確保では、積極的な都市戦略を進めていくため、人材の確保・育成は重要であるとし、様々な経験・スキル・専門性を持つ優秀な人材が採用試験に挑戦できるよう、より受験しやすい環境づくりと戦略的な広報活動に取り組んでいく必要があるとしております。

2点目、成長を実感できる人材育成とキャリア形成支援では、就職先として本市が選ばれるだけでなく、採用後も全ての職員が成

長を実感しながらキャリアを形成し、やりがいやモチベーションを向上していけるよう、個々のニーズに応じた支援に全庁を挙げて取り組む必要があるとしております。

具体的には、多様な人材を生かす人材育成・人事管理としまして、職員の持つ能力の向上を支援するとともに、人事配置においてその能力を効果的に組み合わせることが重要であるとし、その取組として、職員のニーズを踏まえた研修機会の充実、管理職の部下育成能力向上、女性管理職の積極的な登用などを挙げております。

続いて、キャリア形成支援と人事評価を通じた人材育成といたしまして、職員それぞれのキャリア形成や主体的な能力開発に対する支援、納得性のある人事評価と丁寧なフィードバックによる人材育成などに引き続き取り組んでいく必要があるとしております。

3点目、働きやすい職場環境づくりでは、ワーク・ライフ・バランスをとりながら職員1人1人がいきいきとその能力を最大限に発揮できる職場であるように、制度・仕組みの運用・充実に積極的に取り組んでいく必要があるとしております。

具体的には、多様で柔軟な働き方の推進としまして、全ての職員が時々の生活状況に応じて働き方を選択できるよう働き方改革の推進や、育児休業等を必要な時期に気兼ねすることなく取得できるような環境整備と組織風土づくりなどに引き続き取り組む必要があるとしております。

続いて、長時間勤務の是正と適切な勤務時間の管理においては、長時間勤務の要因の整理・分析・検証を行い、解消に向けた具体策を積極的に講じていくこと、また、適切な勤務時間の管理に加え、時間外勤務の縮減や業務改革の推進といった職員の意識改革にも取り組むなど、マネジメントの強化が求められるとしております。

続いて、職員の健康確保と安全衛生におい

ては、長時間勤務者に対する健康確保のための措置の確実な実施や、メンタル不調への対応として、管理監督者は日頃からのコミュニケーションを通じて、ストレス要因、職場の課題を把握し改善に努める必要があるとしております。

続いて、ハラスメントに対する取組では、全ての職員が神戸市ハラスメント対策基本方針を十分に認識し、組織としてハラスメント問題が生じない職場環境づくりに努める必要があることや、業務に関連した理不尽なクレームや暴力行為に対しては、組織として毅然とした対応をしていくことが求められるとしております。

4点目、市民から信頼される神戸市職員では、任命権者には、引き続きコンプライアンスの推進に取り組み、全職員がいま一度、守るべき義務を十分に認識するとともに、高い倫理観と使命感を持った行動により、市民の期待と信頼に応えるよう精励されることを要望するとしております。

以上が、令和6年の報告及び勧告の概要でございます。

議会におかれましては、職員の給与等に関する報告・勧告制度の趣旨を御理解いただき、この報告・勧告に基づいて適切に御対応いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 報告は終わりました。

次に、市長より本日付をもって「議会の委任に基づく市長専決処分の報告」、「令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告」、「令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の報告」、「令和5年度神戸市内部統制評価報告書」並びに「法人の経営状況を説明する書類」が、また、去る9月2日付をもって「地方独立行政法人神戸市民病院機構令和5事業年度の業務実績に関する評価結果の報告」、「地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期

中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告」並びに「公立大学法人神戸市看護大学令和5事業年度の業務実績に関する評価結果の報告」が、また、教育委員会より、去る9月2日付をもって「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告」が、それぞれ提出されましたので、いずれもお手元に送付いたしておきましたから、御了承願います。

次に、本日まで受理いたしました請願2件は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査方を付託いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） これより議事に入ります。

日程によりまして、日程第1 議席の一部変更の件を議題に供します。

本件は、会派の異動に伴い、議席の一部を変更しようとするものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元の議席表のとおり決しまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第2 会期決定の件を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例市会の会期は、本日から12月6日までの85日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

次に、日程第3 予算第21号議案より日程第19 第71号議案に至る17議案、一括議題に供します。

この際、申し上げます。

ただいま議題に供しました諸議案中、第59号議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を照会いたしましたところ、同委員会より議案の内容に異議ない旨の回答が参っておりますので御報告しておきます。

これより順次、関係当局の説明を求めます。まず、西尾行財政局長。

○行財政局長（西尾秀樹君） ただいま御上程になりました諸議案中、予算第21号議案から第23号議案に至る3議案及び第59号議案、以上合計4議案につきまして、一括御説明申し上げます。

まず、令和6年度神戸市各会計補正予算について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、南海トラフ巨大地震に備えた対策を実施するとともに、コロナワクチン定期接種などの財政需要に対応するため編成したものでございます。

令和6年度神戸市各会計補正予算の3ページを御覧ください。

予算第21号議案一般会計補正予算から御説明申し上げます。

以下、計数につきましては、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

第1表歳入歳出補正予算では、歳入につきましては、第1款市税から第25款市債を、歳出につきましては、第2款総務費から第14款災害復旧費を、それぞれ56億1,100万円追加しようとするものでございます。

第2表債務負担行為補正では、あすてっぷコワーキング運営費など3件につきまして、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

5ページを御覧ください。

第3表市債補正では、学校教育施設整備事業など3件につきまして、限度額を補正しようとするものでございます。

次に、特別会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

予算第22号議案駐車場事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

第1表債務負担行為では、指定管理（新長田駐車場）につきまして、債務負担行為を定めようとするものでございます。

次に、企業会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

予算第23号議案下水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第2条債務負担行為では、汚水幹枝線布設につきまして、債務負担行為を追加しようとするものでございます。

以上、各会計補正予算につきまして一括して御説明申し上げます。

引き続きまして、「令和6年第2回定例市会（9月議会）提出議案」の31ページを御覧ください。

第59号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、海外派遣手当に関する規定を改正しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、三重野地域協働局長。

○地域協働局長（三重野雅文君） ただいま御上程になっております諸議案中、第58号議案につきまして御説明申し上げます。

27ページを御覧ください。

第58号議案住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件は、北区山田町の一部において、街区方式として住居表示を実施するとともに、町及び字の区域を変更しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げ

ます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、大畑経済観光局長。

○経済観光局長（大畑公平君） ただいま御上程になっております諸議案中、第60号議案につきまして御説明申し上げます。

35ページを御覧ください。

第60号議案神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件は、使用許可及び使用料等に関する規定を削除しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、小松建設局長。

○建設局長（小松恵一君） ただいま御上程になっております諸議案中、第61号議案、第62号議案、第66号議案及び第67号議案、以上合計4議案について、一括御説明申し上げます。

45ページを御覧ください。

第61号議案指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）は、令和6年10月1日から令和8年3月31日までの期間、神戸市立新長田駐車場の指定管理者として、タイムズ・日本管財共同事業体を指定しようとするものであります。

46ページを御覧ください。

第62号議案市道路線認定及び廃止の件は、開発行為等により築造された道路の認定並びに機能及び形態がない道路等の廃止をしようとするものであります。

93ページを御覧ください。

第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件は、令和5年4月に6億円で神戸新交通株式会社と工事に関する協定を締結したことについて、追認をお願いするものであります。

本来、協定締結前に議決いただくべきものであり、大変申し訳なく思っております。

今後は、このような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

94ページを御覧ください。

第67号議案須磨多聞線（西須磨）橋梁上部工製作及び架設工事請負契約締結の件は、J F E・協同建設特定建設工事共同企業体が24億5,410万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、山本都市局長。

○都市局長（山本雄司君） ただいま御上程になっております諸議案中、第63号議案、第68号議案及び第69号議案、以上合計3議案につきまして、一括御説明申し上げます。

57ページを御覧ください。

第63号議案神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例の件は、下三条町北地区防災街区整備事業の実施に当たり、施行規程を定めようとするものであります。

96ページを御覧ください。

第68号議案新バスターミナルビル周辺デッキ工事請負契約締結の件は、23億6,568万8,600円で株式会社大林組と契約しようとするものであります。

98ページを御覧ください。

第69号議案J R三ノ宮新駅ビル南デッキ整備に関する基本協定締結の件は、19億3,809万9,000円で独立行政法人都市再生機構と工事に関する協定を締結しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、根岸建築住宅局長。

○建築住宅局長（根岸芳之君） ただいま御上程になっております諸議案中、第64号議案、第65号議案、第70号議案及び第71号議案、以上合計4議案につきまして、一括御説明申し

上げます。

63ページを御覧ください。

第64号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件は、地区計画の決定に伴い、学園南地区の区域内において建築物の用途の制限等をしようとするものであります。

70ページを御覧ください。

第65号議案神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件は、建築基準法の改正に伴い、建築物の防火に関する制限の適用要件の緩和等をしようとするものであります。

99ページを御覧ください。

第70号議案（仮称）新下山手住宅4号棟建設工事請負契約締結の件は、明和・ニッケみらい特定建設工事共同企業体が24億7,390万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

100ページを御覧ください。

第71号議案（仮称）新玉津住宅建設工事請負契約締結の件は、関西建設工業株式会社が12億8,700万円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 以上で関係当局の説明は終わりました。

本件に関し質疑の通告がありますので、これより発言を許可いたします。

50番森本 真君。

（50番森本 真君登壇）（拍手）

○50番（森本 真君） 日本共産党の森本 真です。日本共産党神戸市会議員団を代表して、ただいま上程されました予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算並びに第66号議案令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件について質疑をいたします。

まず、補正予算の南海トラフ巨大地震に備

えた対策についてお伺いをいたします。

元日の能登半島地震や、8月8日の日向灘地震、そして南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、阪神・淡路大震災を超える巨大地震南海トラフへの対策は待ったなしという状況です。

今回、7月4日の内閣府の事務連絡や、8月6日に行われた神戸市防災会議において、能登半島地震の課題等を踏まえた災害対策総点検など、南海トラフ地震への対策として、新たなテクノロジーを活用した次世代型防災体制の構築や、災害発生時の対応力強化として、避難所開設当初からの簡易ベッドや間仕切り、テントの配備計画の前倒しが補正予算として計上されています。

阪神・淡路大震災から間もなく30年、この間、日本各地や世界で様々な震災・災害が起きています。今回の補正予算だけで南海トラフ巨大地震の対策は十分なのでしょうか。避難所など国際基準であるスフィア基準に合わせ、もっと予算を拡充すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、補正予算案のコロナワクチンの定期接種についてお伺いします。

全世代が無料で接種できる臨時接種が昨年度末で終了し、この10月から定期接種として、65歳以上の高齢者や、60歳から64歳の重症化リスクが高い市民について、生活保護世帯や市民税非課税世帯等には無料で、それ以外の対象者は3,000円を徴収して行おうとしています。

現在もコロナは猛威を振るっており、病院や高齢者施設などでは、現在もコロナ禍と同じように感染予防対策を取りながらも、クラスターが頻発をしています。

コロナワクチンの定期接種について、都道府県での費用負担の助成や、自治体によっては無償化を宣言している自治体もあります。

神戸市として、市民の命を守り、重症化予防のためにも、コロナワクチンの定期接種の

費用をもっと減免すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、第66号議案について質問します。

今回提案されている第66号議案は、本来5億円を超える案件の締結に当たっては、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ることなく、昨年4月に締結した協定について、今回、今議会で追認を求めるものです。

本来、市民の代表である議会の議決を経なければならないものが、なぜ忘れ去られていたのか、ミスが起きた原因と今後の再発防止についてお伺いをいたします。

以上、簡明な答弁をお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 森本議員の御質問のうち、私からは第66号議案につきましてお答えを申し上げます。

同議案につきましては、先ほど建設局長から御説明を申し上げたところでありますが、本来、締結に当たって、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ることなく、予算を執行する事態を招きましたことは誠に遺憾でありまして、このような事案が発生いたしましたことにつきまして、議長・副議長、また質疑に立たれました森本議員をはじめ議員各位におわびを申し上げます。

この事案の発生原因ではありますが、本事業は六甲ライナー魚崎駅舎区間の軌道の耐震補強を行うものでありまして、工事に加え、その契約や監督、運行安全管理業務を包括して、軌道管理者である神戸新交通株式会社へ委託をするものです。

本事案におきましては、神戸新交通株式会社との間で締結した基本協定における委託業務が、議会の議決に付すべき工事請負契約に該当しないという誤った認識を持ち、事業所管局としてのチェック機能も働かなかつたことに原因があると考えております。

これまで行財政局におきましては、全職員向けに議会事務の基本事項をまとめたマニュアルや、委託契約に関するマニュアルの中で、市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について、留意すべき事項を周知してきました。

また、毎年度当初にも、行財政局から議会事務の取扱いに関し、特に留意すべき事項を通知しておりまして、請負契約の議案も含めて、議会事務の重要性や丁寧な対応につきまして注意喚起を行っております。

本案件におきまして、改めて全庁的に過去5年分の委託契約の調査を行いました。議決が必要な契約は、今回の1件を除き、全て議案として提出をされたことが確認できております。

今回の事案を受けまして、委託契約や協定において、内容が工事契約に準ずる場合には議決が必要である旨、改めて周知を行いました。

また、委託事務契約審査会へ付議する際に、作成する委託契約チェックリストにつきまして、議決対象を確認する項目を追加することといたしました。

建設局におきましても、職員に書面で周知するとともに、契約決裁時において議案提出すべき案件かどうかを明記し、決裁体制を見直すことといたしまして、組織的なチェック体制の改善に取り組むこととしたところであります。

このような再発防止策によりまして、このような事案が二度と起きないよう適正な事務執行を確保してまいります。

ほかの御質問につきましては、副市長からお答えさせていただきます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 私のほうから2点御答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目の南海トラフ巨大地震に備えた

対策についてでございます。

神戸市におきましては、大規模災害に備えて、市による現物備蓄に加えまして、事業者等からの流通備蓄、また国等からの救援物資、市民による備蓄、これらによりまして総合的な備蓄体制を確立してきたところでございます。

簡易ベッドや間仕切りにつきましては、避難所となる小・中学校や区役所等に現物備蓄をしているほか、平時から事業者と協定を締結し、流通備蓄により災害時にできるだけ迅速に物資の確保ができる体制を整えてきたところでございます。

議員から御指摘いただきましたとおり、今回、能登半島地震の被災地におきましては、道路の寸断など交通遮断により、発災当初における間仕切りや簡易ベッド等の配備に時間を要したところでございます。

さらに、南海トラフ巨大地震のような広域災害の場合でも、周辺都市の被災状況、また道路状況等により流通が滞り、迅速な流通備蓄の確保が困難な状況も想定しておかなければならないことを改めて認識したところでございます。

このようなことを踏まえまして、神戸市として、発災当初から避難所における良好な生活環境の確保を進めるために、現物備蓄を増やすことといたしまして、今回、前倒しで間仕切りや簡易ベッド等を追加配備しようとするものでございます。

また、御指摘のとおり、スフィア基準につきましては、これはもともと戦争・紛争などによる難民に対する人道支援の国際的な考え方からスタートしたものとお聞きしておりますが、内閣府におきましても、策定されております避難所運営ガイドラインにおいて、「今後の我が国の避難所の質の向上を考えると、参考にすべき国際基準となる」と記載されているところでございます。

スフィア基準につきましては、人道的支援、

また被災者支援の考え方、理念が示されたものですが、数値的な基準といたしましては、居住スペースやトイレ等について定められているところでございます。例えば居住スペースにつきましては、1人当たり3.5平米を確保することとされております。神戸市におきましては、プライバシーの確保、感染症対策の観点からも、1人当たり4平米を確保することとしておりまして、このたびの間仕切り、また簡易ベッド購入の際も、この面積基準を参考としているところでございます。

避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所の環境整備を行うことは大変重要と考えております。これまでも様々な対策を行ってきたところでございますが、これに加えて、今回の対策を実施しようとするものでございます。

また、現在、初動・応急期に係る災害対策のさらなる実効性の確保を図るため、全庁的に神戸市災害対策の総点検を実施しているところでございます。南海トラフ巨大地震対策を含め、一層の防災対策強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、スフィア基準につきましても、当然念頭に置きながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目は、コロナワクチンの定期接種につきまして御答弁申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの接種につきましては、国においては、令和5年度までは臨時予防接種として全額公費負担により接種を行ってきたところでございます。

令和6年度からは重症化予防を目的とした定期予防接種として、10月1日から実施することとなったものでございます。具体的な対象者につきましては、65歳以上の方、また60歳から65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能等に障害のある方が対象となっております。

接種費用につきましては、ワクチン価格に

医師の手技料を加えて、約1万6,000円程度と考えております。接種費用の負担軽減のためには、国は8,300円を補助することとされておりまして、さらに神戸市として負担軽減を行うために、4,400円程度の補助を行うことといたしまして、自己負担額3,000円で接種することができるようにしているところでございます。

また、御紹介いただきましたとおり、低所得者につきましては、自己負担なく接種できるよう、負担軽減を図っているところでございます。

神戸市を含めて、現在公表されています12の政令市の自己負担額につきましても3,000円前後となっているところでございますし、また、公表されている近隣4都市においては全て3,260円となっております。神戸市の自己負担額3,000円よりも、僅かではございますが、高く設定されているところでございます。

この接種費用の負担軽減に加えまして、できる限り身近な場所で接種いただけるように、医療機関と調整しておりまして、昨年度の秋冬接種を上回る713医療機関を確保しているところでございます。

また、重症化予防のために、対象となる方には接種を検討いただけるように、広報紙や医療機関等におけるポスター等において周知を図っているところでございまして、今後ともさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) それでは、再質問させていただきます。

まずは、南海トラフ地震に備えた対策についてお伺いをいたします。

現物備蓄・流通備蓄・市民の備蓄ということで、様々な取組がやられているということをおっしゃいました。

スフィア基準については、念頭に置いているということでありました。

元日に起きた能登半島地震の避難所がテレビや新聞などで報道される中で、私たちが30年前に体験した阪神・淡路の避難所と全く同じようにひどいんだと。30年たって、こういう状況でいいんかというのが、阪神・淡路を体験した被災者の皆さんの思いでした。

この間、私、2度能登半島の被災地に行き、避難所や仮設住宅、被災者の皆さんとの訪問・交流をしてきました。今回の南海トラフの補正予算の半分以上は、先ほど副市長がおっしゃられた避難所開設当初からのパーティションや段ボールなどを購入することになっています。しかし、そんなの私としては当たり前のことだと思うんです。避難所開設当初から、パーティションというか、人権を守る取組をするというのは当たり前だと思うんですけど、それまでやってこられなかったのか、何をしてたのかということを端的にお答え願いたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 今回、トータルとして、間仕切り、それから簡易ベッドについて、5,000を確保しようとするのでございますが、これまでも御答弁の中で申し上げましたとおり、簡易ベッドでありましたり、間仕切りテントにつきましては、避難所でありましたり、区役所等で備蓄に努めてきたものでございますが、数的に流通備蓄がすぐに活用できないことも想定されることから、数を増やそうという形で、5,000まで増やそうと取り組んできたところでございます。

また、阪神・淡路大震災以降、様々な避難所運営の機能強化の取組を進めてきたところでございます。電気の確保でありましたり、例えば通信環境の確保でありましたり、こういったものも順次取り組んできたところでございます。今後も、今回総点検を踏まえて、

どのようなことができるか検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) 私、ちょうど6年前のこの9月議会で、避難所の生活環境整備について、議案の質疑をしています。

この年はブロック塀が壊れた大阪の北部地震、北海道の胆振地震をはじめ、神戸では7月の豪雨で灘区の篠原台での土石流や土砂災害が発生し、住宅を押し流された被災者や豪雨で一時避難した市民が、避難所に1夜だけでなく、2夜、3夜、中には5日間も劣悪な避難所の環境で過ごさざるを得なかったんです。人数が限られていますから、副市長の言った4平米よりももっと広い状況だったんですけども、そんな間仕切り云々という話が出てきませんでした。

それで、そのときに避難所の国際基準であるスフィア基準に基づく避難所の改善を求めました。久元市長はスフィア基準については知らないと言われて、最終的には避難所の運営の在り方については、不断に改善・向上させていく努力をさせていただきたいと答弁されました。

この答弁は、今の答弁だと、この間ほとんど実行されてないんじゃないか。避難所の環境整備について、やっと避難所開設当時に、道が寸断されたり、広域応援ができなかったときに、パーティションや段ボールベッドなどが配備をされるということなんですけども、やっぱりそれは阪神・淡路大震災を経験した神戸市としては遅過ぎると思うんですけど、市長、この6年間どう改善されてきましたか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 今、御説明いただきました避難所におきまして、一部その避難者数が少ない場合にどう対応するかということについて御質問いただいたわけでございます

が、避難所——大体は小学校・中学校の体育館を一番大規模な場合は想定しているわけですが、福祉避難スペースという形で学校の多目的室等、これにつきましては、例えばカーペットであったり、じゅうたん敷きであったり、こういったところの活用も臨機応変に対応してきているところがございます。

さらに、これまで、先ほど御答弁申し上げましたが、阪神・淡路大震災以降、様々な形で避難所の対応を強化してきたところがございます。電気・空調、これも当時の体育館はまだ空調がなかったわけですが、全小・中学校の体育館、そして多目的室についても空調を完備しているところがございますし、備蓄用のトイレ等の整備、そして先ほど申し上げました間仕切り、そして簡易ベッド、こういったものの充実に努めてきたところがございます。

今後も時代に合わせて適切な対応の強化についても検討を進めてまいりたいと考えているところがございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 6年前の質疑、もう1回読み返していただきたいというふうに思うんです。

様々災害が起きて、今回御紹介いただいた内閣府の避難所運営ガイドラインは、阪神・淡路大震災の経験、東日本大震災の教訓を基に災害対策基本法が改正をされて、2016年に策定をされました。

私が質問をしたのは2018年です。その2016年のときから、スフィア基準というのは載って、国際標準ですよ。それは、先ほど副市長は戦争とか言われましたけど、いや、ちゃんと避難所のと書いてあります、国際基準ですよと内閣府が。ちゃんと載っていますからね。それが2022年にコロナの感染症の対策も含めて、健康被害をどう避難所で食い止めるのか、ジェンダー平等の視点で女性のいわゆ

る更衣室であるとか、様々な観点が踏まえられて、強化をされているんです。その避難をされた皆さんの人権を守る立場で、どれだけ人間らしい生活や、自分らしい生活を避難者が送ることができるのかという視点に立って、先ほど副市長も一部言いましたけど、プライバシーの確保や、トイレの改善、そして、能登半島地震でも食事の提供が、それこそ、道が寸断されたら全くできなかったという話も出てきて、あらゆる災害に対応できるようにすべきなのが、私は来年で30年を迎える阪神・淡路大震災を体験した神戸市として、避難所の充実をやるべきだというふうに思うんですけど、市長、いかがですか。もっとやるべきことは——今から総点検もされると思うんですけど、やるべきことはいっぱいあるんじゃないですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 阪神・淡路大震災から、この災害応急対策をしっかりとやらなければいけないということで、順次様々な整備を行ってきました。近年におきましては、先ほど小原副市長からお話がありましたように、避難所として利用されることが想定される場所における空調の整備、それから、これは全国的に見て進んでいると思いますけれども、避難所に自動車から電力を供給するという取組も、これも進めてきております。

やはり災害というものは多様化していますし、そして、いろいろなところで起きた災害の経験ということを私たちは学びながら、災害対策を進化していかなければなりません。先日も防災会議を開催いたしました、避難所の運営については御意見もいただいたところですから、そういうような御意見、また今日いただきました森本議員からの御指摘も踏まえながら、今後とも避難所運営の改善に努めていきたいと思っております。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。
○50番（森本 真君） 防災会議では、市長も副市長も各局の局長も参加されていると思います。先ほど市長が言われたように、避難所については、行政と学校、地域で開設する運営方法なども含めて、きちんとマニュアルを作って、どんな災害でも対応できるようにという意見も出ていますので、それに沿ってということと、スフィア基準というのを本当に遵守して——広さだけではありませんから、どう人権を守っていくのかという立場で改善を求めて、次のコロナワクチンの接種についてお伺いをします。

説明いただきましたけども、東京都では、都が1,000円助成をして2,500円という価格にしよう。また、都内の渋谷区では無料の方針で——何でかということ、感染拡大が増える冬に向けて、経済的負担から接種を諦めるような、渋谷区ですから区民が出ないように、ハードルを下げるんだと。そして、重症化と感染拡大を防ぐんだということで、東京都は減額、渋谷区は無料に取り組んでいます。

ワクチンをいろいろ調べてみますと、市独自の助成というか、減免をしているところとか、例えば带状疱疹ワクチン、この前、議決されましたけども、これは県・市協調で接種者の費用を助成しています。コロナワクチンについても県・市協調で取り組めないか、お伺いします。端的にお願いしたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。
○副市長（小原一徳君） 定期予防接種につきましては、A型・B型という形で対応を決めてきているところがございます。特にA型につきましては、御本人が症状が重篤になられるおそれがある。また、その発生によって、社会全体・地域全体に蔓延するおそれがある、これを予防しようとする観点で、A型の予防接種といった位置づけをしているところがございます。

今回の新型コロナワクチンにつきましては、現在、B型の予防接種ということで、御本人の発症、また重症化を予防しようという視点での予防接種の位置づけとしているところがございます。そうした意味から、全政令市におきましても、一部自己負担を求めているところとなっているところがございます。

この予防接種につきましては、個人の重症化予防が目的のB型の予防接種という観点から、私どもといたしましては、低所得の方には無償で、そして、その他の方につきましては、一部負担3,000円を求めていくという考え方、これは他の自治体とのバランスも含めて、適切であると考えているところがございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。
○50番（森本 真君） そうしましたら、今回はB型ですけども、国のお金も入っています。そしたら、この前の带状疱疹ワクチンは、県が半分、神戸市が半分助成をしていますけども、それは何でできるんですか。個人だと思いますが。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。
○副市長（小原一徳君） それぞれのその予防接種に対して助成を行う、例えば带状疱疹につきましても無償にしているわけではなくて、一部負担の軽減という形で、行政目的に合わせて対応してきているところがございます。

带状疱疹のワクチン接種につきましては、県との協調事業という形で、市民の方々の負担軽減につながるという観点から、神戸市としても県の事業に乗る形で実施をしているところがございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。
○50番（森本 真君） そういう県でも、県下の41市町とできる話ですので、東京都だけでなく、各自治体、都道府県も考えると思いま

すので、市民が経済的負担によって接種を断念しないように、低減化を図っていただきたいと強く要望して、第66号議案についてお伺いしたいと思います。

市長から答弁がありました、事業所管理局がミスをしたんだという話でありました。5年間全体を見たけども、ほかの局にはありませんでしたという話でした。委託契約の審査会でチェックリストを改善されたり、局の組織的なチェックという話だと思いますけども、そういうことで再発防止をしたいという話でした。

そこでお伺いしますが、これも地方自治法違反な事案なんですけども、最終的な決裁というのは局なんですか、それとも、市長なんですか、お伺いします。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) まず、改めまして、今回の事案が生じたことにつきまして、議員の皆様にご心よりお詫を申し上げます。

御答弁をさせていただきますけれども、この契約の決裁権者は、副市長であります私が最終の決裁権者ということになってございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) それで、所管理局がミスをしたんだというふうに言われるけど、最終的には今西副市長がミスったという話です。

それで、今の体制で本当に再発防止ができるのかと。原局任せでは再発防止にならないのではないかと。法規担当がたくさんいる行財政局がしっかりチェックすることが必要じゃないかと思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今回は協定ということになってございますけれども、委託契約と

いうことで、議会に対する議決ということをご諮るといことが漏れていたという状況でございます。

この委託契約につきましては、請負や調達とは異なりまして、業務内容を仕様書に具体的に・一義的に記載することができないために、本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるというものでございます。

したがって、委託契約の相手方を選定する際には、あらかじめ業務遂行能力、資力とか専門性など、あるいは業務の品質、技術、ノウハウといった点を契約ごとに求める必要があるというふうに考えてございます。そのため、行財政局が全庁的に一括して価格競争で選定するのではなく、業務に精通している各局室区が選定することで、より適切な業者選定を行うことができるというふうに考えているところでございます。

なお、行財政局では、各局室区が事務事業委託により執行するに際しまして、委託事業の適正な執行を図ることを目的といたしまして、必要な委託の基準及び手続並びに履行の確保等に関する基本的事項を定めた委託事務の執行の適正化に関する要綱を制定させていただいております。

これまでも地元優先発注といった全市的に取り組んでいく必要のある場合や、留意事項がある場合には、その都度委託事務の執行の適正化に関する要綱を改正するとともにチェックリストを改正して、各局室区に周知徹底を図ってきたところでございます。

今回もこの件を受けまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、委託事務審査会において、作成が求められる委託契約チェックリストの確認する項目を追加するということが、再発防止の徹底ということを図ってまいりたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 森本君。

○50番(森本 真君) 事業所管の建設局だけ

じゃなくて、今西副市長もいわゆる責任があるということを言われましたけど、市長、今回の提案というか、議案じゃないですけど、こういう事案がもう本当に出ないというふう
に今の対策で思いでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 先ほども申し上げましたように、こういう事案があってはならないというふうに考えておりまして、発生しないように全力で取り組んでまいります。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） 何でこんな質問するのかと。局がミスをしたというだけの問題じゃないんですね。何で地方自治法で議会が議決すべき事件として挙げられているのかと。市長が執務を執行する上で、法令上または事実上決議が必要とされる事件というふうに解されています。それはなぜか。議会の議決を要するのは、地方公共団体の長、いわゆる市長の単独専行に委ねず、条例制定権・議決権を有する議会による抑制を加えること、議会のチェック機能を働かせて、地方自治体の財政の民主的かつ健全な運営を図るために、議会の議決を諮るんだということで地方自治法第96条に項目が挙げられています。そういうことですよ、市長。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 基本的には、森本議員が今おっしゃったとおりだと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） そういうことになれば、今回の事件は、議会の議決を経ることなく、協定を結んだということは、議会制民主主義や市政の健全な運営を無視する、大変悪質な
というか、重大な問題だということだと思
うんです。それは市長の認識と私の認識は一緒

ですよ。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） いずれにいたしましても、これは地方自治法に違反をしているということはおっしゃるとおりでありまして、このような事態が出来たということは大変遺憾です。こういうことがないようにしていか
なければならぬというふうに考えておりま
して、しっかりと全庁を挙げて取り組んでま
います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 森本君。

○50番（森本 真君） それで、過去5年間を調査したけども、あとは問題なかったという
ふうに答弁がありました。

最近、全国各地で議会の議決を経ずに購入したということで問題になっています。神戸市と同じように、いわゆる振り返って議決をするというような事態が起こっています。それは小学校などの教師用の指導書、デジタル教科書の購入で問題が指摘をされています。神戸市でもこの教材については、単価契約で3億9,000万円で購入を行っているよう
ですけども、議会の議決は行われていません。それは単価契約だからというふうな説明を聞き
ましたけども、それは今回の事案と関連して、正しいのかどうなのかという判断はどう
でしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 純君） 御指摘の小学校の教師用指導書の購入契約について
でございますけれども、この購入に当たって、契約時に必要な冊数、この指導書の総量を確
定することが困難でございましたので、契約の総額を確定することができませんでした。その
ため、単価契約としたところでございま
すが、このような単価契約の場合、議会の議

決を要しない旨、行政実例において国から示されており、適切な取扱いであったと考えております。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 森本君。
- 50番（森本 真君） それで、教育委員会じゃなくても、中身的にはこちら側だというふうに思うんです。地方公共団体の契約は総価契約が原則となっていますね。

それで、先ほど教育委員会から言われたように、数量が確定できない場合など、単価契約で行われているというふうに言われました。しかし、教材の購入というのは、多分1回もしくは2回あるかもしれませんが、総額が3億9,000万円という高額なんです。相次ぐ自治体でのデジタル教科書の購入問題では、単価契約の問題ではなくて、その総額が議決に必要な額、今回で言えば、神戸市のケースで言えば、8,000万円を超えていれば議会に諮るといふことだと思うんですけども、神戸市でもここも改善していただいて、議会の議決を経るようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 今西副市長。
- 副市長（今西正男君） 今、先ほど先生がおっしゃいましたように、契約には契約総量が決まるもの、そして契約総量が決まらないものがあるわけがございます。そういった契約総量が決まらない契約につきましては、単価契約をさせていただいているわけがございますけども、金額自身が決まらないという状況でございますので、議決対象の議決を要しないということが、そういった場合には行政実例でも書かれているところがございますので、私どもはそれに従って対応してまいりたいと考えてございます。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 森本君。
- 50番（森本 真君） じゃあ、再度、教育委

員会に振りますけども、このデジタル教科書の購入は何回されましたか、単価契約で。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 高田教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（高田 純君） 契約としては1つの契約、1回でございます。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 森本君。
- 50番（森本 真君） 毎月何回か使うものについては、数量が分からないから、単価契約でパッカー車のガソリン代とか、いろいろ適用されています。これは考え直すべきだというふうに思います。

地方自治法の目的は、地方公共団体の健全な発達を保障して、民主的かつ能率的な行政を確保することです。そのため、地方公共団体の意思を決定する機能と執行機関を監視する機能を担う私たち議会が市長部局と相互に牽制し合うことで適正な運営ができるということで、考え直していただきたいということで、質問を終わります。（拍手）

- 議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。ここで御紹介を申し上げます。全国市議会議長会から宮地事務総長、そして小谷次長が、今日来神をされております。ありがとうございます。

質疑は終わりました。

それでは、本件はお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査方を付託いたします。

- 議長（坊 やすなが君） 次に、日程第20 決算第1号より日程第43 第57号議案に至る令和5年度神戸市各会計決算並びに関連議案合計24件、一括議題に供します。

これより順次、関係当局の説明を求めます。まず、久戸瀬会計室長。

- 会計室長（久戸瀬修次君） ただいま御上程になりました諸議案中、決算第1号から決算第13号に至る令和5年度神戸市一般会計決算

及び特別会計決算、合計13件につきまして、一括御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市各会計決算概要」の3ページを御覧ください。

令和5年度神戸市各会計決算総括表でございます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、表の上段、中ほどにありますように8,966億2,200万円、歳出決算額は8,850億3,400万円、予算現額に対する率は、それぞれ歳入が89.3%、歳出が88.1%でございます。

一般会計に特別会計を加えた歳入決算額は、下段合計欄にありますように1兆5,754億7,800万円、歳出決算額は1兆5,582億2,100万円でございます。

歳入歳出差引残額は、右側に記載のとおり、一般会計で115億8,700万円、特別会計を合わせた合計では172億5,700万円となっております。

次に、各会計について順次御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

一般会計歳入の部でございます。

4ページから6ページに各款ごとの決算額を記載しております。

6ページを御覧ください。

一般会計歳入合計決算額は、下段にありますように8,966億2,200万円となっております。

7ページを御覧ください。

歳出の部でございます。

7ページから10ページに各款ごとの決算額を記載しております。

10ページを御覧ください。

一般会計歳出合計決算額は、下段にありますように8,850億3,400万円、翌年度繰越額は649億8,200万円でございます。

歳入歳出差引残額は、欄外のとおり115億8,700万円となっております。

以上で一般会計の御説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

市場事業費は、歳入歳出ともに、決算額は26億2,800万円で、翌年度繰越額は1,500万円でございます。

12ページを御覧ください。

食肉センター事業費は、歳入歳出ともに、決算額は8億3,900万円で、翌年度繰越額は500万円でございます。

13ページを御覧ください。

国民健康保険事業費は、歳入の決算額1,552億8,100万円、歳出の決算額1,538億5,900万円で、翌年度繰越額は2,200万円、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり14億2,200万円でございます。

14ページを御覧ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費は、歳入の決算額4億4,000万円、歳出の決算額1億2,200万円で、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり3億1,700万円でございます。

15ページを御覧ください。

駐車場事業費は、歳入の決算額10億6,800万円、歳出の決算額10億600万円で、翌年度繰越額は6,200万円、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり6,200万円でございます。

16ページを御覧ください。

農業集落排水事業費は、歳入歳出ともに、決算額は15億6,100万円でございます。

17ページを御覧ください。

市街地再開発事業費は、歳入の決算額37億5,900万円、歳出の決算額35億6,300万円で、翌年度繰越額が4億8,500万円、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり1億9,500万円でございます。

18ページを御覧ください。

市営住宅事業費は、歳入の決算額313億円、歳出の決算額307億6,600万円で、翌年度繰越額が26億5,500万円、歳入歳出差引残額は、

欄外のとおり 5 億3,400万円でございます。

19ページを御覧ください。

介護保険事業費は、歳入の決算額1,583億2,900万円、歳出の決算額1,557億4,100万円で、翌年度繰越額が8,100万円、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり25億8,700万円でございます。

20ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業費は、歳入の決算額440億7,400万円、歳出の決算額439億100万円で、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり 1 億7,200万円でございます。

21ページを御覧ください。

空港整備事業費は、歳入の決算額39億4,700万円、歳出の決算額35億7,000万円で、翌年度繰越額が65億1,000万円、歳入歳出差引残額は、欄外のとおり 3 億7,700万円でございます。

22ページを御覧ください。

公債費は、歳入歳出ともに決算額は2,756億2,400万円でございます。

以上で各会計決算の概要説明を終わります。

なお、附属資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を併せて提出いたしております。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、小松建設局長。

○建設局長（小松恵一君） ただいま御上程になっております諸議案中、決算第14号令和5年度神戸市下水道事業会計決算につきまして御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市公営企業会計決算書」の6ページを御覧ください。

業務実績でございますが、下水処理量は1億7,756万立方メートル、汚水中継量は2,556万立方メートル、雨水排除量は1,004万立方メートルでございます。

18ページを御覧ください。

損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は81億200万円、営業外利益は82億7,200万円となっており、この結果、経常利益は1億7,000万円となります。

19ページにございますように、特別利益と特別損失を加え、当年度純利益として1億6,000万円を計上いたしております。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は24億4,300万円となっております。

なお、20ページから28ページにかけて、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、山本都市局長。

○都市局長（山本雄司君） ただいま御上程になっております諸議案中、決算第15号及び第54号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市公営企業会計決算書」の45ページを御覧ください。

決算第15号令和5年度神戸市新都市整備事業会計決算から御説明申し上げます。

令和5年度につきましては、事業全体で約12.4ヘクタールの用地を処分いたしました。

次に、52ページ、損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は200万円、営業外利益は5億5,900万円となっており、この結果、経常利益は5億5,600万円となります。これに特別利益を加え、当年度純利益として33億1,100万円を計上いたしております。これに前年度繰越利益剰余金及び取り崩した減債積立金を加えた当年度未処分利益剰余金は141億9,000万円となっております。

なお、53ページから59ページにかけて、

剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

続きまして、「令和6年第2回定例市会（9月議会）提出議案」の19ページを御覧ください。

第54号議案令和5年度神戸市新都市整備事業剰余金処分の件は、令和5年度末の未処分利益剰余金のうち、108億7,800万円を資本金組入として、33億1,200万円を減債積立金として処分しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、長谷川港湾局長。

○港湾局長（長谷川憲孝君） ただいま御上程になっております諸議案中、決算第16号及び第55号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市公営企業会計決算書」の69ページを御覧ください。

決算第16号令和5年度神戸市港湾事業会計決算から御説明申し上げます。

令和5年におけるコンテナ総取扱個数でございますが、前年比1.9%減の284万TEUとなっております。

78ページを御覧ください。

損益計算書につきまして御説明申し上げます。

港湾管理事業では、営業損失は64億1,900万円、営業外利益は71億4,000万円となっており、この結果、経常利益は7億2,000万円となります。79ページにございますように、これに特別利益と特別損失を加え、当年度純利益として15億9,700万円を計上いたしております。

港湾施設運営事業では、営業損失は8億6,300万円、営業外利益は3億9,300万円となっており、この結果、経常損失は4億7,000万円となります。これに特別利益と特別損失を

加え、当年度純損失として4億7,700万円を計上いたしております。

以上により、港湾管理事業、港湾施設運営事業を合計いたしまして、当年度純利益として11億2,000万円を計上いたしております。これに前年度繰越利益剰余金及び取り崩した減債積立金を加えた当年度未処分利益剰余金は105億1,300万円となっております。

なお、80ページから88ページにかけまして、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

続きまして、「令和6年第2回定例市会（9月議会）提出議案」の21ページを御覧ください。

第55号議案令和5年度神戸市港湾事業剰余金処分の件は、令和5年度末の未処分利益剰余金のうち、99億2,412万6,451円を資本金組入として、5億8,800万円を減債積立金として処分しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、城南交通局長。

○交通局長（城南雅一君） ただいま御上程になっております諸議案中、決算第17号及び決算第18号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市公営企業会計決算書」の108ページを御覧ください。

決算第17号令和5年度神戸市自動車事業会計決算から御説明申し上げます。

運輸成績でございますが、乗車人員は5,640万人、乗車料収入は86億884万円でございます。

115ページを御覧ください。

損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は14億9,500万円、営業外利益は8億6,500万円となっており、この結果、経

常損失は6億3,000万円となります。特別利益を加え、当年度純損失として1億5,500万円を計上いたしております。これに前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は36億2,400万円となっております。

なお、116ページから123ページにかけて、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

引き続きまして、140ページを御覧ください。

決算第18号令和5年度神戸市高速鉄道事業会計決算につきまして御説明申し上げます。

運輸成績でございますが、西神・山手線、北神線の乗車人員は9,191万人、乗車料収入は163億27万円、海岸線の乗車人員は1,769万人、乗車料収入は23億1,867万円でございます。

149ページを御覧ください。

令和5年度神戸市高速鉄道事業損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は49億1,400万円、営業外利益は28億8,600万円となっております。この結果、経常損失は20億2,700万円となります。特別利益を加え、当年度純損失として15億1,700万円を計上いたしております。これに前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は854億600万円となっております。

なお、150ページから157ページにかけて、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、藤原水道局長。

○水道局長（藤原政幸君） ただいま御上程になっております諸議案中、決算第19号及び決算第20号並びに第56号議案及び第57号議案につきまして、一括御説明申し上げます。

「令和5年度神戸市公営企業会計決算書」の177ページを御覧ください。

決算第19号令和5年度神戸市水道事業会計決算から御説明申し上げます。

業務実績でございますが、年度末給水戸数は82万2,882戸、年間有収水量は1億6,631万立方メートルでございます。

184ページを御覧ください。

損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は15億4,100万円、営業外利益は36億2,000万円となっております。この結果、経常利益は20億7,800万円となります。これに特別利益と特別損失を加え、当年度純利益として32億8,100万円を計上いたしております。これに取り崩した建設改良積立金を加えた当年度未処分利益剰余金は113億2,000万円となっております。

なお、186ページから194ページにかけて、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

引き続きまして、210ページを御覧ください。

決算第20号令和5年度神戸市工業用水道事業会計決算につきまして御説明申し上げます。

業務実績でございますが、年度末給水社数は59社73工場、年間給水量は1,531万立方メートルでございます。

215ページを御覧ください。

損益計算書につきまして御説明申し上げます。

営業損失は5,000万円、営業外利益は8,500万円となっております。この結果、経常利益は3,400万円となります。これに特別利益と特別損失を加え、当年度純利益として5,100万円を計上しており、当年度未処分利益剰余金は5,100万円となっております。

なお、216ページから222ページにかけて、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借

対照表及びキャッシュ・フロー計算書を掲げております。

続きまして、「令和6年第2回定例会（9月議会）提出議案」の23ページを御覧ください。

第56号議案令和5年度神戸市水道事業剰余金処分の件は、令和5年度末の未処分利益剰余金のうち、80億3,915万5,589円を資本金組入として、32億8,166万685円を建設改良積立金として処分しようとするものでございます。

25ページを御覧ください。

第57号議案令和5年度神戸市工業用水道事業剰余金処分の件は、令和5年度末の未処分利益剰余金のうち、5,121万30円を建設改良積立金として処分しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 以上で関係当局の説明は終わりました。

次に、監査委員の審査意見書について報告を求めます。

細川代表監査委員。

（代表監査委員細川明子君登壇）

○代表監査委員（細川明子君） 監査委員の審査意見につきまして、令和5年度神戸市一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書、令和5年度神戸市公営企業会計決算審査意見書及び下水道事業基金運用状況審査意見書、令和5年度神戸市内部統制評価報告書審査意見書に基づき、その要旨を御報告申し上げます。

一般会計及び企業会計を除く特別会計につきましては、審査の結果、歳入歳出決算書をはじめとする決算書類は法令に従い作成され、その計数は正確であり、会計処理及び財産の記録管理はおおむね適正に行われているものと認められます。

以下、審査意見でございます。

令和7年1月には阪神・淡路大震災から30

年を迎えます。市民とともに苦難を乗り越え、財政再建を進め、今では財政健全化指標は他都市と比べても上位を維持しております。

今後は、プライマリーバランスの黒字を維持しつつも、SDGsを踏まえた施策を展開し、三宮再整備や神戸空港の国際化など、都市成長のための投資を行う必要があります。

医療産業都市や起業・創業支援などの推進のみならず、これまでの施策の成果を戦略的に発信・アピールすることで、さらなる経済の活性化に努める必要があります。

一方で、社会保障関係費の増加は課題であり、市民へ分かりやすく情報を提供する必要があります。

次に、各企業会計につきましては、審査の結果、決算諸表は法令に従い作成され、その計数は正確で、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しており、各事業の運営は総じて経営の基本原則に沿って行われているものと認められます。

事業ごとに見てまいりますと、下水道事業会計では、汚水管渠について、延命化を図るための計画的な改築更新及び雨水処理について、近年の気候変動に応じた浸水対策を推進する必要があります。

新都市整備事業会計では、会計の廃止に向けた一般会計への円滑な引継ぎに取り組む必要があります。

港湾事業会計では、神戸港将来構想の実現に向けた阪神国際港湾株式会社との一体的な集貨や、ウォーターフロントエリアのアクセスを含めた利便性の向上に取り組む必要があります。

自動車事業会計では、客観的データに基づく利用実態に応じた効率的なダイヤ設定と、分かりやすい情報発信及び運賃改定に併せた徹底した経費削減や資産活用による経営基盤の強化に取り組む必要があります。

高速鉄道事業会計では、他部局や民間企業と連携した駅周辺のリノベーションなど沿線

活性化により、乗客増を推進する必要があります。

水道事業会計では、更新時期を迎える施設のダウンサイジングや、更新時期の平準化など、計画的かつ効率的な施設の更新及び有機フッ素化合物、いわゆるPFASに関する国の目標値改正に対応した安全な水の供給と積極的な情報発信に取り組む必要があります。

工業用水道事業会計では、老朽化した配水管等計画的な設備更新に取り組む必要があります。

次に、定額運用基金の運用状況につきましては、都市整備等基金、下水道事業基金とも設置目的に応じ確実に運用されており、その計数は正確であり、会計処理は適正に行われているものと認められます。

次に、内部統制評価評価報告書でございます。

審査の結果、評価手続及び評価結果に係る記載については、おおむね相当であると認められますが、意見としまして、内部統制制度の継続的な取組として、リスク評価シートや自主監査チェックシートを業務の引継ぎや所属内研修で使用するなど、日常業務の中で効率的に活用することの検討を進め、業務改善につなげることを求めます。

また、ICTの積極的な活用により、事務の効率化や確実性の向上はもとより、事故・不正の防止に向けて、引き続き研究を進めるよう求めます。

なお、過年度に執行された財務に関する事務の運用上の重大な不備として、交通局市バス営業所における手当の支給の1事案の記載がございました。当該事案は、実態を伴わない時間外勤務手当の支給などの不適切な管理運用が行われていたものであり、経済的影響及び社会的影響を鑑みて、重大な不備に該当するとした記載は相当であると認められます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 報告は終わりました。

た。

この際お諮りいたします。

本件に関する審議は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それでは、本件に関する審議は、本日はこの程度にとどめます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る9月20日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時29分散会）

神戸市会議長 坊 やすなが ⑩

神戸市会議員 西 ただす ⑩

神戸市会議員 赤田 かつのり ⑩

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和6年第2回定例市会第1日）